令和2年度(2020年度)第1回つくば市行政経営懇談会

日時:令和2年(2020年)10月9日(金)

15時30分から17時00分まで

会場:つくば市役所コミュニティ棟3階 会議室A

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 座長等の選出
- 5 議事
 - (1) 令和2年度(2020年度)つくば市行政経営懇談会の審議等内容について
 - (2) 令和2年度(2020年度)つくば市行政経営懇談会の会議日程について
- 6 その他
- 7 閉会

【配布資料】

- ・令和2年度(2020年度)つくば市行政経営懇談会委員名簿
- ・資料 1 つくば市行政経営懇談会設置要項
- ・資料 2 令和 2 年度(2020年度)つくば市行政経営懇談会の議事内容と日程
- ・参考資料1 つくば市市民参加推進に関する指針
- ・参考資料 2 つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに 委員等候補者の登録に関する要綱

令和2年度(2020年度)つくば市行政経営懇談会 委員案

	氏 名	役職等
1	いいだ てつお 飯田 哲雄	つくば市区会連合会会長
2	うえだ たかのり 上田 孝典	筑波大学 人間系(教育学域) 准教授
3	うえだいら みえ 上平 未枝	市民委員
4	さとう たけあき 佐藤 毅章	市民委員
5	しらくら せいこ 白倉 誠子	市民委員
6	ながた たかゆき 永田 孝行	市民委員
7	ほしの しょうこ 星埜 祥子	子育てほっとステーションオアシス 代表
8	ほり けんすけ 堀 賢介	つくばパーク法律事務所の弁護士
9	みずたに ひろこ 水谷 浩子	テクノパーク桜のまちづくりを考える会 代表
10	みぞうえ ちえこ 溝上 智恵子	筑波大学 図書館情報メディア研究系系長 教授

____ (敬称略、50 音順)

期間: 令和2年(2020年)10月9日~令和3年(2021年)3月31日

つくば市行政経営懇談会設置要項

(設置)

第1条 複雑多様化する行政環境の下で、分権時代にふさわしい効率的、効果的な 行政運営のあり方について、広く意見を聴くため、つくば市行政経営懇談会(以 下「懇談会」という。)を置く。

(協議事項)

- 第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に提言する。
 - (1) 行財政改革に関すること。
 - (2) 行政評価に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、行政運営の推進に関し必要と認める事項に関すること。

(構成)

- 第3条 懇談会は、委員12人以内をもって構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 有識者
 - (2) 市内に在住、在勤、在学する者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。 ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

(座長)

- 第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 懇談会は、必要に応じて座長が招集し、座長はその議長となる。
- 2 懇談会は、分科会を設置できるものとする。分科会は、委員の互選によって分科会ごとに座長を定め、分科会座長はその議長となる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において処理する。

附則

- この要項は、平成19年7月2日から施行する。
- この要項は、平成21年7月1日から施行する。
- この要項は、平成21年7月15日から施行する。
- この要項は、平成23年4月1日から施行する。
- この要項は、平成24年4月2日から施行する。
- この要項は、平成25年5月9日から施行する。
- この要項は、平成27年5月29日から施行する。
- この要項は、平成29年3月23日から施行する。
- この要項は、平成29年4月1日から施行する。
- この要項は、令和2年10月1日から施行する。

令和2年度(2020年度)行政経営懇談会の議事内容とスケジュール

1 目的

複雑多様化する行政環境の下で、分権時代にふさわしい効率的、効果的な行政運営の在り方について広く御意見をいただくために本会議を開催します。

2 内容

・市政への市民参加の取組みについて協議、提言をいただきます。

3 スケジュール

会議は全5回開催予定(報告会を含みます。)

※あくまで予定であり、時期・回数は多少前後する可能性があります。

次期	予定会議内容	
10月【第1回】	・今年度の議事内容とスケジュールについて	
11 月	・令和元年度(2019 年度)市民参加の取組実施報告	
【第2回】	市民参加推進に関する課題と成果の共有	
	・市民参加推進に関する取組の課題と対策①	
12 月	「審議会等の委員への市民の応募増加を目指すには」	
【第3回】	「参加者年齢層の偏りを減らすには(10 代から 50 代までの	
	参加を増やすには)」	
1~2月	・市民参加推進に関する取組の課題と対策②	
【第4回】	第3回の審議内容の確認	
3月【報告会】	・提言書の提出	

つくば市市民参加推進に関する指針

平成30年3月 つくば市

はじめに

近年、本市では、つくばエクスプレス沿線においては大規模な都市開発が進められ、新たな地域コミュニティが次々と誕生しています。一方で、中心部においては、公務員宿舎やUR都市機構所有地の売却、大型商業施設跡地の利活用などの問題があります。また、周辺部においては、人口減少と高齢化に伴う諸課題が顕在化しています。これらは山積する課題のほんの一部にすぎません。

市制 30 周年を迎え, 先進の科学技術と国際化を象徴する都市であり, 多様な人々が暮らすつくば市は, 市民一人ひとりの主体性が尊重され, だれもが幸せに暮らし, 市民であることを誇れるような共生社会の創造を目指していかなければなりません。

本市では、これまで、行政と市民や企業、NPOなどが、まちづくりの役割を分担し、協働していく枠組みとして、「市民協働ガイドライン」を平成21年3月に策定し、また、平成24年3月には、市民や行政などの自治における位置づけや役割についてまとめたものとして「つくば市自治基本条例市民ワーキングチームからの報告」を受けるなど、市民と行政の協働に向けた取組を進めてきました。

こうした蓄積をもとに、本市が直面する諸課題を乗り越えていくためには、 行政は、より一層市民の声に耳を傾け、市民自治を基調とした市政運営を行っ ていくことが必要です。そのためにも、行政は市政運営の過程において、市民 の多様な意見を集め、合意形成を図りながら進めていくことが重要です。そし て、市民が自由に多様な意見を表明するためには、市政の透明性を高めること や、市民と対話する機会を常に設けておくこと、そして何より、日頃から市民 がより一層市政に深く関心を持てるように環境を整えることなど、市民参加の 機会を拡大するための不断の取組みが必要です。

市民参加は、市民が市政に意見を反映させるための方法であり、行政が市民 自治を基調とした市政を実現していくための重要な取組です。本市は、より一 層の市民参加を推進していきます。そのために、つくば市行政経営懇談会の御 意見をいただき、行政が市政運営を担うに当たって基本とするべき市民参加推 進に関する指針を策定しました。

1 指針の目的

本指針では、市民参加の推進に関する基本的な考え方や、今後実施すべき取組を示し、市政への市民参加を推進していくことを目的とします。

2 市民参加とは

(1) 市民

本指針では、「市民」を、市内に在住している個人や、市内に在勤、在学する個人のほか、行政以外の市内を拠点とする法人、団体、組織(区会・自治会・町内会、地域活動団体、NPO・ボランティア団体、社会団体・公益団体・研究機関・メディア、企業・事業所など)とします。

(2) 市政への市民参加

市民参加には、次のとおり二つの側面があります。

- ①市民が直接的に市政に参加すること
- ②市民が主体的にまちづくり活動に取組なこと

本指針では、市政への市民参加を推進していくことを目的としていることから、市民参加のうち「①市民が直接的に市政に参加すること」を対象とします。

(3) 市民参加の4段階

行政においては、事業や法令等の制度などを「企画・立案、計画」し、「実行」した後に、その状況や結果を「評価・検証」することで、新たな取組や事業等の改善に生かすという、3段階を基本的な流れとしています。しかし、より行政と市民が一体となって取り組んでいくためには、行政と市民が互いにそれぞれの状況や考え方を「共有」し、「理解」し合える環境づくりが重要です。特に、それらは日常的に行われていることが求められます。

そこで、本指針では、市政における市民参加を「共有、理解」を第1段階として加えた4段階とし、常に「共有、理解」を図りながら、「企画・立案、計画」、「実行」、「評価・検証」の各段階において適切な市民参加を検討し、実施していきます。

3 市民参加の推進に関する基本的な考え方

(1)情報の積極的な発信

市民が市政へ理解を深めていくために、市の状況や統計などの基本的な情報だけでなく、行政が抱える課題や検討段階における論点など、市政の実情に関わる情報についても積極的に発信していきます。

情報の発信に当たっては、市民のもとへ、必要な情報が、必要な時に確実に届くように発信すること、かつ、その情報はできるだけ簡易に得られることが重要です。行政は情報を受け取る市民の立場に立って情報を発信していきます。

さらに、市民が興味関心を持ちやすい仕掛けやテーマを取り入れたイベントや情報発信を行っていきます。

(2)参加しやすい環境づくり

市民参加の効果を最大限発揮できるように参加しやすい環境を整えることが重要です。

そのために、市民が置かれている状況を十分に考慮した上で、市民参加の取組を行う「時間」や「場所」を決定するなど、できる限り参加を希望する市民が参加しやすい環境づくりを心がけます。また、市民の自由かつ多様な意見を集めることができる手法を用いるなど、事業の分野や性質・内容に応じて、市民が参加しやすい方法を十分に検討します。

さらに、子供、障害者、外国人を含めたより多くの意見等を市政に反映 させるため、様々な方法で市民参加の取組について周知するとともに、市 民ができるだけ簡易に意見を表明できる方法を導入するなどの取組を進め ていきます。

(3) 市民意見の積極的な反映

市民から市政へ向けられる意見等についても、行政と市民との間でしっかりと共有していくことが重要であり、市民の意見に耳を傾けることはもちろんのこと、その意見に対して真摯に向き合う姿勢が求められます。

そのために,前例や既存の枠組みにとらわれることなく,柔軟な発想で 市民の意見に向き合い,本当に必要な取組みを分野横断的な視点を持って 考えていきます。

また,自らの意見を積極的に表明できない市民の声なき声も積極的に汲み上げ,反映するよう努めていきます。

さらに、市内のそれぞれの地区における対話機能を高め、より多くの意

見等を把握できるよう,地区相談業務の充実などの取組も一層推進していきます。

一方で,市民の意見等を事業に反映できなかった場合は,反映できなかった理由とともに,市民に対して丁寧にフィードバックを行っていきます。

4 市民参加の実施

「市民参加の4段階」の各段階に応じて、事業の分野や内容・性質などから、別表の「市民参加の主な実施手法」に掲げる手法を参考とし、最適な市民参加を実施していくことを目指します。

特に、市民の暮らしに身近な事業や市民の関心の高い事業については、積極的に取組んでいきます。

なお,各段階における主な実施手法を以下に示しますが,従来の手法に捉 われず,試行的な取組も検討していきます。

(1) 共有. 理解

「共有,理解」段階では、特に行政が有している情報を、適切かつタイムリーに発信していく必要があります。より多くの情報を市民と共有し、市民の市政への理解を深めていくためにも、誰もが使いやすいホームページの作成やSNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、情報発信アプリの活用など、様々な手法を用いて、必要な情報を、必要な時に、できるだけ簡易に得られる環境を整備していきます。

また,市民の市政への関心を高めるとともに,情報の共有をより密に行うために,公聴会・住民説明会やタウンミーティング,シンポジウムなどの対話型・体験型の市民参加の手法も実施していきます。

さらに、潜在的な市民の声や多様な意見等を把握するために、アンケート調査や窓口、ホームページにおける意見募集など、様々な手法を用いて市民の意見等を集めていきます。

(2)企画・立案、計画

「企画・立案、計画」段階では、市民が委員となり、策定過程に直接参加できる審議会等や、無作為抽出による市民討議会などが手法の一つとなります。市民から委員を公募する際には、当該案件にかかる意図や背景を理解した上で市民が応募できるように、ホームページやSNS、広報紙などを用いて、審議会等の目的、内容及び委員としての役割などを公表して

いきます。

また,市民が持つ多様なアイデアや意見を政策の中身に効果的に取り入れていくために,ワークショップや,オープンハウスなどの様々な手法により取組を実施していきます。

(3) 実行

「実行」段階では、事業を実施している間でも、常に改善を意識し、ア ンケートやモニター調査等を用いて、より多くの市民意見等を求めていき ます。

また,ホームページ等による事業の進捗状況の定期的な公表や,シンポジウム等での実施中の成果の説明を進めていきます。

(4)評価,検証

「評価,検証」段階では、事業の内容や進め方などが効果的かつ効率的であったか評価していきます。この段階での市民参加として、審議会等、公聴会・住民説明会、シンポジウム・フォーラム等の手法を用いることで、事業に対する市民による評価の機会を充実させていきます。

5 市民参加の推進に関する取組の公表及び評価・検証

市民参加を推進するための取組について、毎年度、実施予定及び実施結果を取りまとめ、対象事業の名称や内容、参加の手法、実施時期、意見等の反映状況等を市の広報紙及びホームページ等で公表していきます。

さらに,本指針のもと市民参加の推進が効果的に実施されているか,つくば市行政経営懇談会にて検証を行い,その結果を公表していきます。

また,行政と市民が,それぞれ市民参加の現状についてどのように感じているか可視化するため,市職員アンケートやつくば市民意識調査の結果などを指標とします。

なお,本指針についても,5年を超えない期間ごとに検証を行い,その際には条例化も視野に入れて検証していくこととします。

市民参加の主な実施手法

	実施手法	概要
1	審議会等	審議会等は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、
		法律又は条例に基づき附属機関として設置される協議会, 懇談
		会等や要綱等に基づき設置される協議会、懇談会等のことを指
		します。
		また、委員の選考に当たっては、市民委員の公募などを実施
		することが重要です。
	市民討議会	市民討議会は,住民基本台帳から無作為で選ばれた市民が集
2		まり、地域の課題などについて議論する方法です。無作為抽出
_		によって討議会に参加する市民を選ぶことで,より多くの市民
		が市政に参加する機会を設けることができます。
		公聴会は、行政が広く市民の意見を求め、それに対して市民
		が公開の場で意見を述べるものであり、一般に法律上開催を義
		務づけられた公式的な意見を聞く場を指します。
3	公聴会.住民説明会	また,住民説明会は,行政が検討する計画や事業について説
	公称云,住氏武明云	明し、市民の意見を聞いたり、議論したりする場です。開催に当
		たっては、全市民を対象にしたり、地権者などの利害関係者や
		特定の地域の市民を対象にしたりするなど目的によって範囲を
		決めることができます。
	シンポジウム・フォーラム	シンポジウム・フォーラムは、ともに、公開の場で意見を述べ
		討論する方法です。講演や討論のほか、講演者やパネリストと
		市民との質疑応答を行うことで、市民に対して行政の見解を説
4		明する機会となります。また、行政から市民に課題を投げかけ
		ることができるとともに、市民の意見を汲取ることもでき、相
		互理解を深められるという効果があります。
5	アイデアソン	アイデアソンは、アイデアとマラソンを掛け合わせた造語で
		あり、特定のテーマについて様々な分野の人々が集まり、グル
		ープなどでのディスカッションを通じて新たなアイデアを創り
		出す取組です。
6	ワークショップ	ワークショップは、地域の現状把握からはじまり、地域の問
		題点や課題の整理・分析、計画の方向性の提言、計画案・設定案
		づくりなどを行う際に適した手法です。

7	出前講座	出前講座は、市政やまちづくりに関する理解を深めてもらうため、市民が主催する集会等に市職員が出向き、市の業務や施策について説明する制度です。市民に施策や事業を直接説明し、理解してもらうとともに、意見交換を行う機会です。
8	タウンミーティング	タウンミーティングは、地域の課題や市政について、行政と 市民による意見交換を目的とする対話型の集会です。自由に市 民が参加し、意見交換を重ねることによって、市民の声を市政 に活かすとともに、直接語り合う機会を持つことで、より市政 への理解を深める効果があります。
9	オープンハウス	オープンハウスは、パネルの展示やリーフレットなどの資料の配付により、事業やその進め方に関する情報を提供する場です。市民は、パネル展示の内容や事業について市職員に質問することができるほか、コメントカードやアンケートに意見等を記入することもできます。
10	モニター調査	モニター調査は、特定の施策や取組について、より詳細に意見を求める手法です。モニターとして調査対象となった市民から取組への意見等を提出してもらう取組のほか、モニターを集めたワークショップなどを行うことで、より具体的な提案に結び付けていく方法もあります。
11	パブリックコメント 手続き	パブリックコメント手続きは、市の基本的な計画、条例等を 策定するときに、原案を公表し、市民に広く意見を求め、寄せら れた意見を考慮して最終的な意思決定を行うとともに、それら の意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きです。
12	ヒアリング	ヒアリングは、団体、組織や個人に対する聞き取り調査であり、各種行政計画の策定過程でよく用いられている手法です。
13	アンケート調査	アンケート調査は、複数の団体、組織や個人に同じ質問をすることでデータの収集を行う調査であり、市民にとって容易に参加できる手法の一つです。
14	意見, 作文, イラスト, アイデア等の 募集	意見、作文、イラスト、アイデア等の募集は、テーマを決めて、市民から意見やアイデアなどを募集するものです。募集方法は、市広報紙、ホームページなどでの広報のほか、学校、事業所、各種団体等に呼びかける方法もあります。

おわりに

最後に、本指針策定に御意見をいただいた行政経営懇談会からの提言を記します。

今回の行政経営懇談会は新たに公募による市民代表が加わり、幅広い視点から「市民参加推進に関する指針(案)」について7回にわたって検討を重ねた。これまで懇談会が行ってきた「事務事業の評価」とは異なり、討議の過程に庁内や議会の意見が提出され、議論がいっそう深められた。また、懇談会の活発な討議、提言等に行政側も柔軟に応じて「指針(案)」の修正を行い、委員の意見がかなり反映された内容となった。

以下, 懇談会での議論を今後より発展させ, 市民参加をより推進していくために, いくつかの課題と提言を記しておきたい。

- 1 行政(首長,職員)は、「情報は原則市民のもの」との立場から、市民参加のすべての段階で情報公開、交流の徹底を図り、市民参加の有効性をいっそう高めていくこと。
- 2 職員一人ひとりは市民参加の意義を理解し、それに対応できる意識改革と 能力開発を進めること。
- 3 市民一人ひとりは市民参加の主体たる自覚をもち、住民自治を具体化でき る能力(市民力)を育んでいくこと。
- 4 市民参加の実施方法については、他の自治体の制度や海外の先進事例等を 参考に、たえず現状の点検・評価に努めること。
- 5 市政(行政,議会)は市民参加推進に関する議論をさらに深め、協働、自 治のあり方も含めて市民参加の条例化を図ること。

つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補 者の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関の委員及び懇談会等の構成員(以下「委員等」という。) の一部を市民から募集すること並びに委員等の候補者の登録に関し必要な事項を 定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 附属機関 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関であって、当該附属機関の設置に係る法律又は条例に委員の一部を市民のうちから任命する旨が規定されているものをいう。
 - (2) 懇談会等 市民,有識者等のうち執行機関が選任した者から意見,知見等を聴取し,市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会,懇話会,検討会,研究会その他市政運営上の会議であって,当該会議の開催に係る要綱その他の規程に構成員の一部を市民のうちから選任する旨が規定されているものをいう。

(委員等の任命又は選任)

第3条 市長その他の執行機関は、委員等を任命し、又は選任するときは、市民(市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。以下同じ。)のうちから募集し、又は委員等の候補者として登録された者のうちから選考することにより行うものとする。

(委員等の募集)

第4条 市長その他の執行機関は、市民のうちから募集をして委員等を任命し、又は 選任する場合は、広報つくば及び市のホームページに次に掲げる事項を掲載し、おおむ

- ね2週間以上の応募期間を設けて委員等を募集するものとする。
- (1) 附属機関又は懇談会等の名称, 目的及び内容
- (2) 委員等の役割
- (3) 任期又は開催期間及び報酬又は謝礼
- (4) 会議の開催予定回数及び時期
- (5) 委員等の募集人数, 応募資格, 応募方法及び応募期間
- (6) 委員等の選考方法
- (7) その他委員等の募集に関し必要と認める事項
- 2 前項の規定により募集する場合は、附属機関又は懇談会等の庶務を担当する部署の 長(以下「庶務担当部署の長」という。)は、あらかじめ附属機関の設置又は懇談会等 の開催の目的に応じて応募資格を定め、並びに募集要項及び選考基準を作成しなければ ならない。
- 3 第1項の規定により募集した場合は、庶務担当部署の長は、同項の規定により任命し、又は選任するための選考委員会を設置しなければならない。
- 4 第1項第6号に規定する委員等の選考方法は、応募書類若しくは小論文の審査又は面接とする。

(委員等候補者の登録)

第5条 市長は、2年ごとに住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する 住民基本台帳に記録されている者で当該年の4月1日現在において18歳以上のものの中 から無作為に抽出した者に、委員等の役割等を記した通知を送付し、委員等の候補者と して登録することに同意した者の名簿を作成するものとする。

(市民委員の委員等に占める割合)

第6条 この要綱により市民のうちから募集して委員等に任命し、又は選任する者(以下「市民委員」という。)の委員等に占める割合は、おおむね3割を目途とする。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

(委員等の選考方法の選択)

- 第7条 庶務担当部署の長は、第4条の規定による委員等の市民募集をするか、又は 第5条の規定による委員等の候補者として登録された者のうちから任命又は選任 をするかのいずれかを選択して委員等の選考を行うものとする。
- 2 庶務担当部署の長は、前項の規定によりいずれかの方法を選択したときは、市民委 員選考実施報告書(様式第1号)により選考方法の内容を速やかに政策イノベーション 部企画経営課長に報告するものとする。

(委員等の選任等留意事項)

- 第8条 市長その他の執行機関は、市民のうちから委員等を任命し、又は選任するときは、 次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) つくば市職員及びつくば市議会議員は任命し、又は選任しないこと。
 - (2) 同一の附属機関又は懇談会等で再任する場合は、附属機関にあっては連続する2期まで、懇談会等にあっては連続する2か年度までとすること。
 - (3) 他の附属機関又は懇談会等の委員等(市民委員に限る。)を併任する場合は、2つまでとすること。

(市民委員への事前説明)

第9条 庶務担当部署の長は、附属機関の会議又は懇談会等を開催する前までに当該会議 のスケジュール、目的、内容等について市民委員に対して説明を行うものとする。

(委員等の再募集)

- 第10条 市長その他の執行機関は、第4条の規定により委員等の市民募集をしたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による委員等の市民募集 又は第5条の規定による委員等の候補者として登録された者のうちから任命又は選任を行うものとする。ただし、第4条の規定により委員等の市民募集をする場合で広報つくばに掲載する時間的余裕がないときは、広報つくばへの掲載を省略することができる。
 - (1) 応募がなかったとき又は応募者数が市民委員として募集した人数に達しなかったとき。
 - (2) 選考の結果、市民委員として募集した人数に達しなかったとき。

(選任等結果報告及び公表)

- 第11条 庶務担当部署の長は、この要綱により委員等を任命し、又は選任したときは市 民委員選任等結果報告書(様式第2号)により任命し、又は選任した結果を速やかに政 策イノベーション部企画経営課長に報告するものとする。
- 2 政策イノベーション部企画経営課長は、前項の規定により報告があった場合は、速やかに市のホームページへの掲載その他の方法によりその旨を公表するものとする。

附則

この告示は、公表の日から施行する。